

■正誤表

平野裕之著『コア・ゼミナール民法Ⅰ 民法総則』におきまして、下記の誤りがございました。

お詫びのうえ、訂正させていただきます。

刷数	頁	場所	誤	正
1	23	下から5-4行目	債権譲渡のように観念の通知に…	債権譲渡通知のように観念の通知に…
1	26	下から5行目	個人根保証がすべての…	個人による包括根保証禁止（465条の2第2項）がすべての…
1	28	CASE3-13 4行目	Bへの所有権移転登記も行った。	Cへの所有権移転登記も行った。
1	57	CASE7-4 解説 4行目	AがCによる	BがCによる
1	59	8-9行目	Cが原状回復を負うのか、契約当事者ではないDがAに対して直接に原状回復義務を負うのか、疑問が残される。	Cが原状回復義務を負うのか、契約当事者ではないDがAに対して直接に原状回復義務を負うのか、疑問が残される。
1	60	CASE7-7 解説 1行目	詐欺取消しの遡及効し	(削除)
1	64	14行目	90万円	80万円
1	73	下から4行目	類推用による	類推適用による
1	84	下から7行目	無権代理行である。	無権代理行為である。
1	86	下から3行目	「広汎な裁量」が認められるものとし、	「広汎に裁量」が認められるため濫用の評価を制限的に運用し、
1	93	最終行	共同相続した場合	単独相続した場合
1	106	CASE13-13 解説 9行目	実印を交付された代理人にその取引を	実印を託された代理人にその取引をする
1	107	下から5行目	Bに対する借入金債務	Bに対する代金代務
1	109	CASE13-16 5行目	無権代理権につき	無権代理につき
1	153	1行目	1年に以内に	1年以内に
1	153	3行目	2項	2号
1	158	CASE18-19 解説 8行目	Cは特段の	Cに対しては特段の
1	154	CASE18-20 解説 8-9行目	2017年改正前のしかも724条の20年を除斥期間として考えていた時代の判決であるが、	(削除)
1	163	最終行	設定され場合	設定された場合